

公的研究費の使用における不正防止に関する基本方針

サントリーホールディングス株式会社 サステナビリティ経営推進本部（以下、当本部）は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、国や独立行政法人等から配分される公的研究費を活用する研究開発の当該公的研究費に係る不正防止対策の基本方針を以下に定める。

1. 責任体系の明確化

(1) 公的研究費の運営・管理を適正に行うため、責任者を定める。

(2) 最高管理責任者

公的研究費の適正な運営・管理について最終責任を負う者として、サステナビリティ経営推進本部長がその任にあたる。

(3) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の適正な運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、サステナビリティ経営推進本部副本部長がその任にあたる。

(4) コンプライアンス推進責任者

研究実施部門における公的研究費の適正な運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、各グループを統括する部長または課長がその任にあたる。

2. ルールの明確化・統一化

統括管理責任者は、公的研究費に関する統一的な事務処理のルールを定め、公的研究費の運営・管理に関わる全構成員にこれを周知する。

3. 関係者の責務・意識向上

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる構成員に対し、公的研究費の受領・使用にあたっての責務・心構え、公的研究の使用ルール、会社の事務手続き、不正防止の仕組みや取り組み等をコンプライアンス教育等を通じて周知する。

4. 不正防止計画の策定と実施

公的研究費の不正使用を未然に防止するため、統括管理責任者が不正防止計画推進責任者の任にあたり、不正防止計画を策定し、実施する。最高管理責任者は、統括管理責任者とともに不正防止計画の進捗管理に努める。

5. 相談、通報窓口の設置

- (1) 公的研究費の事務処理手続等に関する相談及び不正使用に関する通報を社内から受ける窓口を、「サントリーグループ内部通報制度規程」に基づいて「コンプライアンス・ホットライン」、および社外から受ける窓口を「ビジネスパートナーコンプライアンス・ホットライン」とする。

サントリーホールディングス株式会社

グループガバナンス本部 コンプライアンス推進部

ビジネスパートナーコンプライアンス・ホットライン

https://www.suntory.co.jp/company/csr/gov_compliance/hotline/

- (2) 「コンプライアンス・ホットライン」および「ビジネスパートナーコンプライアンス・ホットライン」の運営にあたっては、通報者を誹謗、中傷等から保護する方策を講じ、通報者に対して不利益行為を行わない。

6. モニタリングの実施

公的研究費を適正に執行するために、発注・検収・支払等の業務の実施状況を確認すると共に会計書類・証憑および物品の検査等を行う。

7. 不正行為の調査と処分

- (1) 社内外から通報を受けた際は、公的研究費の不正使用に対する疑義が生じた場合、または事実確認が必要な場合は、関係者への事情聴取や現地・現物等の調査を実施する。
- (2) 調査により公的研究費の不正使用が認定された場合は、就業規則等に従って不正に関与したものの処分を行う。
- (3) 物品の購入、役務提供等に関して不正に関与した取引先については、取引停止等の措置を行う。

以上